

# 特定資産取扱規則

2019年10月4日理事会制定

(目的)

**第1条** この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下当連合という）の会計処規則第6章第25条2項に定める特定資産の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

**第2条** 当連合に次の特定資産を置く。

- (1) 地球惑星科学振興西田賞資金
- (2) 定期大会参加促進事業積立資金
- (3) オンライン開催システム高度化推進事業積立資金
- (4) 連合大会開催時保育等運用積立資金

(地球惑星科学振興西田賞資金)

**第3条** この資金は、当連合が「地球惑星科学振興西田賞」により、地球惑星科学の分野において国際的に高い評価を得ている優れた中堅研究者を表彰することを目的とする。

- 2 この資金の積立てについては、西田篤弘会員による寄附金を財源として2014年度から2023年度までに毎年500万円を積立てる。
- 3 この資金の取り崩しについては、2016年度から2032年度まで隔年で500万円を取り崩し、目的の事業費に充てる。

(定期大会参加促進事業積立資金)

**第4条** この資金は学生の日本地球惑星科学連合大会（以下連合大会という）への参加支援の為、学生旅費支援事業等を行うために2018年大会から3カ年に限って試行する。

- 2 この資金は、当連合の平成29年度の剰余金の一部を財源として2017年度に1,200万円を積立てる。なお、この資金の積立限度額は、1,200万円とする。
- 3 この資金は、連合大会の開催時に2018年度に400万円、2019年度に400万円、2020年度に400万円を取り崩し目的の事業費に充てる。

(オンライン開催システム高度化推進事業積立資金)

**第5条** この資金は2021年及び2022年に予定される「地球惑星科学に関わる研究発表会及び国際会議等の開催」事業にかかるオンライン大会開催及びオンライン発表のシステム開発の高度化を図ることを目的とする。

- 2 この資金の積立に際しては総額5,000,000円の寄付金により調達する。2020年度調達額は1,040,000円とする。

3 この資金は、2021年度に 1,040,000円を取り崩し、目的の事業に充てる。

(連合大会開催時保育支援並びにダイバーシティ推進委員会活動支援積立資金)

**第6条** この資金は連合大会における保育補助並びにダイバーシティ推進委員会事業充実を目的とする。

2 この資金はダイバーシティ推進委員会活動により得られた寄付金により調達する。  
2020年度調達額は、138,000円とする。

3 この資金は2021年度に50,000円を取り崩し目的の事業に充当する。

(特定資産の管理・運用)

**第7条** 特定資産の管理・運用は、元本が確実に回収でき、かつ、なるべく高い運用益が得られる方法で行うものとする。

(目的外の取崩し等)

**第8条** 第3条から第6条までの特定資産の取り崩しに関する規定にかかわらず、目的外の取り崩しを行う場合には、代表理事は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。

(改廃)

**第9条** この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

(1)この規則は、2019年10月4日から施行する。

(2)2021年3月22日 理事会改訂